

[契約社員、アルバイトなどの方はこちら >](#)[事業主や人事労務担当者の方 >](#)

Information/新着情報

【重要】無期転換ルールの特例に関する申請をする場合はお早めに

【事業主や人事労務担当者の方向け】

平成25年4月1日に改正労働契約法が施行され、無期転換ルールが規定されました。無期転換ルールとは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルールのことです。

施行から5年を迎える平成30年4月以降、多くの有期契約労働者の方へ無期転換申込権の発生が見込まれています。無期転換ルールへの対応にあたっては、中長期的な人事労務管理の観点から、無期転換労働者の役割や責任の範囲、就業規則等の整備など、様々な検討が必要であり、**まだ準備が進んでいない企業におかれましては、早期に検討・対応が必要です。**

また、無期転換ルールの適用にあたっては、有期雇用特別措置法（※1）により、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者等については、**都道府県労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しない**とする特例が設けられています。

認定を受けるためには、本社を管轄する都道府県労働局（※2）に対し申請を行う必要があり、申請後、都道府県労働局において審査を行うため、**申請から認定を受けるまでには一定期間を要します。**また、審査の際に追加で資料提出が必要になる場合には、さらに時間がかかります。

現在、この**特例に係る申請が全国的に増加**しており、特に、管内に本社の多い**東京、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、大阪、福岡労働局**においては申請が急増していることから、認定を受けるまでには通常よりも時間がかかる場合があります。

このため、全ての労働局において、**平成30年3月末日までに認定を受けることを希望される場合は、平成30年1月までに申請をしていただきますようお願いいたします**（※3）。

なお、申請いただいた順に審査を行います。申請内容や審査の状況により、認定は前後する場合がございますのでご了承ください。

※1 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法

※2 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

※3 **ただし、申請件数や審査の状況によっては、平成30年1月までに申請いただいた場合であっても、平成30年3月末日までに認定を受けることができない場合がございますので、ご注意ください。**また、平成30年2月以降の申請については、認定が平成30年4月以降になる場合があります。

厚生労働省では、**各企業が無期転換ルールへ適切な対応ができるよう様々な支援**を行っており、また、**特例に係る申請書の作成・提出にあたっては、記載例、チェックリスト等**をご用意しておりますので、是非こちらをご活用ください。

ご不明な点は、本社を管轄する都道府県労働局に設置されている「[無期転換ルール特別相談窓口](#)」 [60KB]までお問い合わせください。

○[有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック](#)  [4.984KB]

↳ [【分割版】はこちら](#)

○[安心して働くための「無期転換ルール」とは（リーフレット）](#)  [230KB]

○[専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の概要](#)  [90KB]

○[高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について（パンフレット）](#)  [237KB]

○[第一種計画認定・変更申請書（word）](#) [23KB]

○[第二種計画認定・変更申請書（word）](#) [21KB]

[契約社員、アルバイトなどの方はこちら >](#)

[事業主や人事労務担当者の方 >](#)


[記載例（「高年齢者雇用推進者の選任」を行う場合）](#)  [492KB]

[申請書提出時チェックリスト（高年齢者雇用推進者の選任編）](#)  [107KB]



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、左記のアイコンをクリックしてダウンロードしてください。



[ページトップへ](#) 

[トップ](#) | [無期転換の概要](#) | [導入のポイント](#) | [導入企業事例](#) | [導入支援策](#) | [Q&Aコーナー](#) | [お問い合わせ](#) | [サイトマップ](#) |

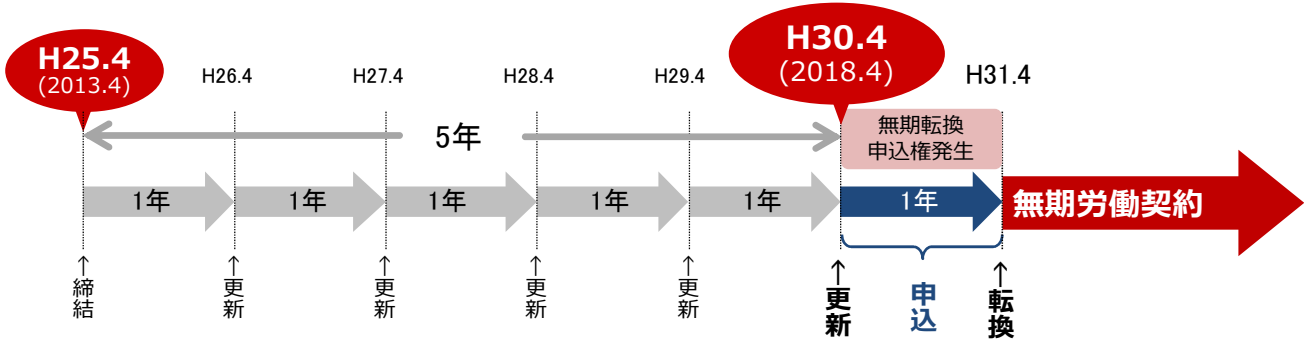
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

無期転換ルール¹の継続雇用の高齢者に関する特例について (第二種計画認定・変更申請)

無期転換ルールとは？

- 有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。
- 通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約等）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

対象となる労働者

- 原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で5年を超える全ての方。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

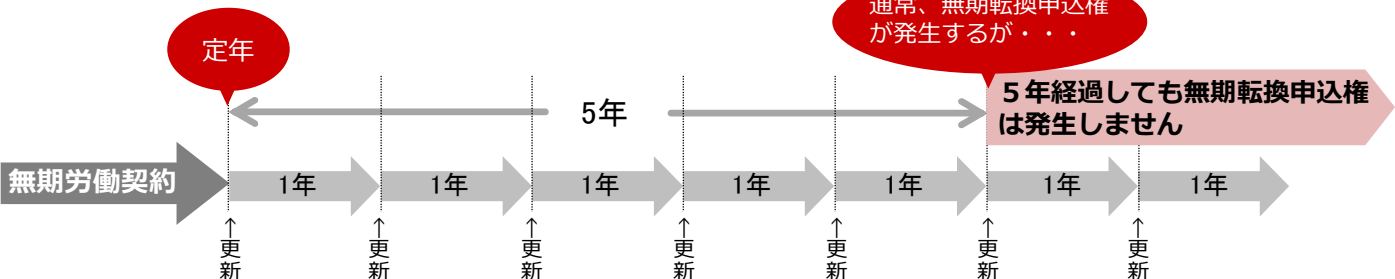
継続雇用の高齢者の特例とは？

- 無期転換ルールの適用により、通常は、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者についても無期転換申込権が発生しますが、**有期雇用特別措置法**（※1）により、
 - ・ 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
 - ・ 定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、**無期転換申込権が発生しない**とする特例が設けられています。
特例の適用に当たり、事業主は本社・本店を管轄する都道府県労働局（※2）に認定申請を行う必要があります。

※1 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第6条：平成27年4月1日施行

※2 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

【例：定年後、1年間の有期労働契約で引き続いて雇用された場合】

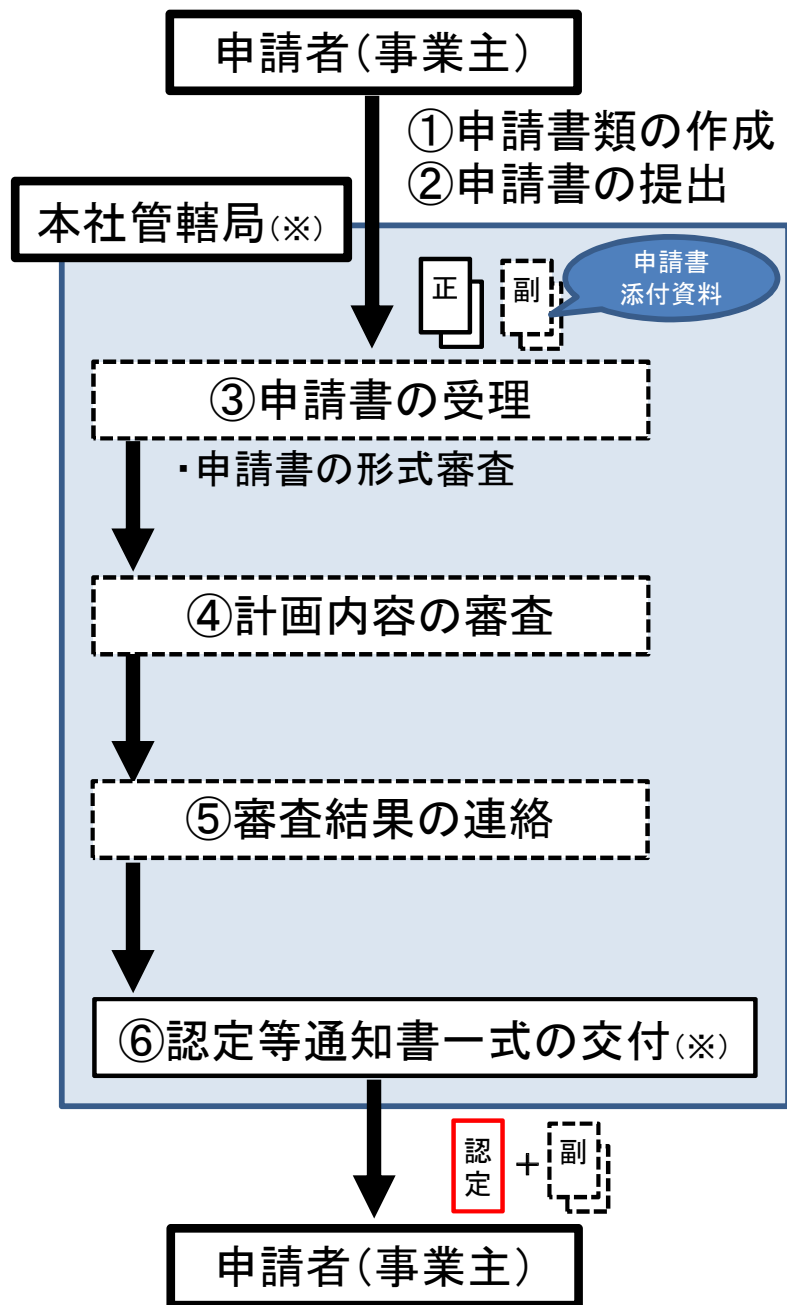


※ 正社員、無期転換ルールにより無期となった社員などすべての無期契約労働者

対象となる労働者

- 定年後、同一事業主に引き続き雇用される有期雇用労働者。
 - ※ 高年齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主（いわゆるグループ会社）に定年後引き続き雇用される場合も対象となります。
 - ※ ただし、定年後、グループ会社ではない企業に再就職した場合は特例の対象とならず、通常どおり無期転換ルールが適用されます。

有期特措法に基づく第二種計画認定の流れ



--- 労働局における手続き

①申請書類の作成

- ・申請は企業単位(事業場、支店ごとではない)。
- ・申請書は記載例を参考に作成。添付資料は必要最小限でよく、例えば、申請書項目2で「高齢者雇用推進者の選任」のみを選択した場合、添付資料は高齢者雇用状況報告書の写し(申請書項目3の定年制に係る☑と内容が一致するもの)のみでも可能。

(提出時チェックリストにより、申請書の記載や添付資料に不備がないか、ご確認ください。)

②申請書の提出

【持参する場合】

本社を管轄する労働局雇用環境・均等部(室)へ申請書類一式を提出。
(本社を管轄する監督署でも受け付けています。申請書類は労働局へ回送されます。)

【郵送する場合】

本社を管轄する労働局雇用環境・均等部(室)へ申請書類一式を提出。

(認定等通知書の郵送による交付を希望する場合は、返信用封筒・切手も必要になります)

③申請書の受理(形式審査)

・職員が申請書に必要事項が記載されているか、添付資料が十分かを確認し、受理。
(記載内容や添付資料に不備があり、要件を満たしていない場合、返戻されます。)

④計画内容の審査

(申請内容の問合せや、追加資料の提出依頼がある場合があります。)

⑤審査結果の連絡

・労働局から申請者あてに、認定または不認定の連絡。

⑥認定等通知書の交付

【手交を希望する場合】

・労働局雇用環境・均等部(室)または監督署における交付予定日を調整し、交付を受ける。
(来庁者は名刺・印鑑をご持参ください。)

【郵送を希望する場合】

・郵送(配達証明等)により、申請者に認定等通知書が交付される。

(認定等通知書一式は再交付できないため、大切に保管してください。)

(※)監督署を通じて申請を行った場合、監督署を通じて認定等通知書の交付がなされます。